

埼玉県立近代美術館 臨時的任用職員募集要項

次のとおり臨時的任用職員を募集します。

1 職務内容

- (1) 学芸部業務の補助
- (2) 収蔵作品の展示、保管
- (3) 企画展事業の補助

2 応募資格

- (1) 学芸員資格を有すること。
- (2) 年齢・性別・学歴は問いません。
- (3) 国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

3 求める人材

- (1) 美術館の運営や学芸部業務に関心があり、必要な知識を取得することに意欲のある方。
- (2) 学芸員として必要な知識、及び近現代美術に関する知識を有する方。
- (3) 協調性を尊重し、コミュニケーション能力、柔軟性を有する方。
- (4) パワーポイント、エクセル、ワードなどのコンピューター操作ができる方。

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

- (1) 任用期間
令和5年5月1日から令和6年3月31日まで
- (2) 勤務日数・勤務時間
本採用者に準じます。
原則週5日・週38時間45分（午前9時30分～午後6時15分）

※休憩時間：午後１２時１５分～午後１時１５分（６０分）

※土日祝日の勤務もあります。勤務日の割り振りについては応相談。

(３) 報酬、休暇等

本採用者に準じます。

(４) 勤務地

埼玉県立近代美術館内

所在地：〒３３０－００６１ さいたま市浦和区常盤９－３０－１

(５) その他

地方公務員法の以下の規定について、遵守する義務が課せられます。違反した場合は懲戒処分、分限、失職等の対象となる可能性があります。

〔 服務の根本基準、服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限 〕

※「５ 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※令和５年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかったりする場合があります。

6 応募について

- (１) 応募は、令和５年３月２２日【必着】までに下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書に写真を貼り、必要事項を記入の上、提出してください。
- (２) 提出は、郵送又は持参となります。
- (３) 封筒の表面には「臨時的任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
- (４) 郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません
- (５) 持参される場合の受付時間は、開館日の午前１０時から午後５時１５分までです。

7 選考方法等について

- (１) 第一次審査
応募書類による選考を行います。
第一次審査の合格者には、令和５年３月２４日までに連絡をします。
- (２) 第二次審査
第二次審査（面接）は、近代美術館内で令和５年３月２７日～３１日に実施すること
を予定しております。日時及び場所については、令和５年３月２４日頃に連絡します。
なお、応募書類の返却はしていません。
- (３) 最終合格
令和５年４月５日頃に、第二次審査の受験者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

(1) 応募書類の提出先

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤9-30-1

埼玉県立近代美術館 総務担当

※封筒の表面に「臨時的任用職員応募」と朱書きしてください。

(2) 問い合わせ先

・職務内容に関すること

常設展・収蔵品担当 電 話：048-824-0110

・勤務条件に関すること

総務担当 電 話：048-824-0111